

令和8年度からスタート！

し す い ば ん

止水板設置

補助金制度

雨水を防げて安心！



止水板とは、建物の出入り口等に設置することで、外部からの水の侵入を防ぎ、**浸水被害**を**防止・軽減**することができるアイテムです。



先着順に受け付けを行い、毎年度の予算範囲を超えた場合には**受付終了**となります。

最大
50万円
補助！

止水板で
浸水被害を
防ごう！



浸水への備えを、今から。

詳しくは裏面へ▶

止水板設置工事補助金制度とは？



浸水被害の防止、軽減を図るため止水板の購入、設置及び設置に伴う関連工事に対して、費用の一部を補助する制度です。

制度のポイント

対象となる止水板

- ☐ 止水板として販売されている製品
- ☐ 建物等の出入り口等に設置できるもの
- ☐ 金属や樹脂製等の浸水に耐えうる材質であるもの
- ☐ 取り外し又は移動、繰り返し使用が可能なもの

補助対象者

藤沢市内の公共下水道等の排水区域内における住宅、共同住宅、店舗、事務所の建物を所有する者及び管理組合

補助対象外

- ☐ 市税、法人税、下水道使用料及び受益者負担金等を滞納している者
- ☐ 令和8年4月1日以降に登記した建物に設置するとき



補助金額

最大

50万円

止水板の購入、設置及び設置に伴う関連工事に要した費用の2分の1とし、一つの建物につき上限50万円

主な手続きの流れ

①交付申請



②審査・決定



③購入・工事着手



④変更申請・完了申請



⑤検査・交付



申込期限

申請日の属する年度の12月末日（閉庁日の場合は、直前の開庁日）

完了期限

完了の日から30日を経過する日又は交付決定の年度の2月15日（閉庁日の場合は、直前開庁日）のいずれか早い日

注意事項

- ※先着順に受け付けを行い、毎年度の予算範囲を超えた場合には受付終了となります。
- ※補助金の交付決定前に購入・着工した場合は、補助の対象外です。
- ※補助金を利用して設置した止水板等は、原則として設置後5年間は譲渡や処分等はできません。

設置事例



問い合わせ先

藤沢市役所
道路下水道部
下水道計画業務課
(計画担当)
☎0466-50-8246
e-mail

fj1-gesui-so@city.fujisawa.lg.jp
申請に関する書類や詳細についてHPをご覧ください。



藤沢市 止水板補助金

検索